

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務事務費	186

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。</li> <li>○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。</li> <li>○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。</li> </ul> </li> <li>●主な事業内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦没者遺族等への援護                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者追悼式の縮小開催 (436,800円)</li> </ul> </li> <li>○福祉基金の積立て及び運用                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉基金積立金 (3,367,207円、運用利息2,970円を含む)</li> </ul> </li> <li>○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の実態把握業務の実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係実態把握委託料 (5,909,320円)</li> </ul> </li> <li>○福祉団体等の活動のために運行する福祉バスの管理等                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>運転業務委託料 (6,265,745円)、燃料費 (180,998円) 等</li> <li>福祉団体等への貸切バス利用料の補助 (80,000円) ※平成29年度～</li> </ul> </li> <li>○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助 (24,096,994円)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費5名 (23,125,054円)、ボランティアセンター運営費 (971,940円)</li> </ul> </li> <li>○更生保護を行う保護司会及び更生保護女性会、遺族連合会の活動支援                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護女性会 (100,000円)、遺族連合会 (300,000円) への団体補助</li> </ul> </li> <li>○救護者のいない旅行中の急病人や引取り者のいない死亡人に対する縁故者にかわる援助                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>行旅死亡人取扱等措置費 (葬祭費等、官報掲載料) (477,572円)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員定員130名で高齢者の安否確認や地域における見守り活動等が行えた。</li> <li>・コロナウイルス感染症の状況に合わせ、規模を縮小しながら戦没者追悼式の開催をした。</li> <li>・福祉団体への補助内容が適正であるかを確認し、補助金を交付した。</li> <li>・行旅死亡人取扱について、事務手順のマニュアルを作成した。</li> </ul>

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

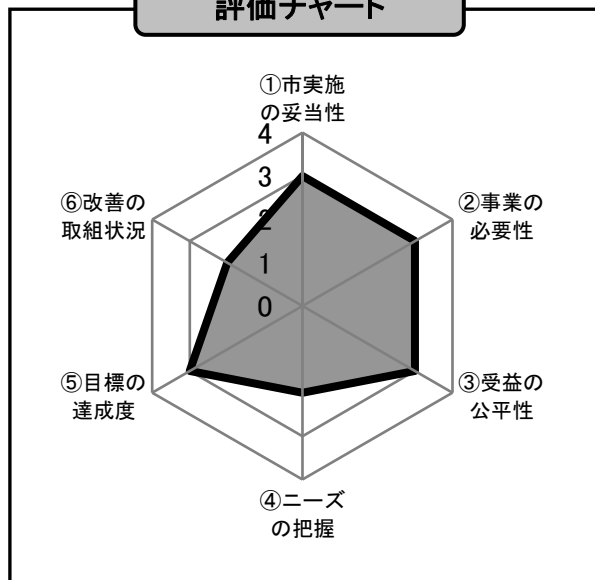
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
社会福祉総務事務	975	221	754	77%	3	3	2
福祉基金積立金	3,367	3,367	0	0%	2	2	2
民生児童委員	15,389	7,841	7,548	49%	3	3	2
福祉バス管理	6,695	0	6,695	100%	3	3	3
社会福祉協議会	24,097	1,063	23,034	96%	2	2	2
行旅病人死亡人援護	478	478	0	0%	2	2	3
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	51,001	12,970	38,031	75%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		60,904	51,001	64,817
財源内訳	国県支出金	8,091	8,540	10,153
	地方債	0	0	0
	その他	3,587	4,430	4,080
	一般財源	49,226	38,031	50,584
一般財源の割合		81%	75%	78%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	行旅病人死亡人援護事務は「4」 行旅病人及行旅死亡人取扱法第2条により市に救護事務あり。 その他事業は「3」
②事業の必要性	3	民生児童委員、行旅病人死亡人援護事業は「4」 福祉バス事業、社会福祉協議会、地域福祉活動支援事業は「3」
③受益の公平性	3	民生児童委員の見守り対象については、不特定多数の市民が対象である。 福祉バスについても、市内の各団体に広く使用されている。
④ニーズの把握	2	福祉バスの大型車導入の請願を受け、貸切バス利用への補助事業を平成29年6月から実施している。
⑤目標の達成度	3	各事業ともコロナウィルス拡大の影響を考慮し、事業を縮小し実施した。 民生児童委員の欠員がなかった。
⑥改善の取組状況	2	業務の見直し及び検討を行うべき点が多くあり、次年度への課題点を見出すことができた。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	社会福祉団体からの補助金申請に対し、申請額どおりの決定を下すことが適切か否か内容を精査し、交付決定を行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	福祉バスの運用方法の見直しを行い、行政利用と団体利用の効率的な運用を行う。 福祉バスへの広告募集について検討する。
今後見直しを検討する事項	補助金ガイドラインに基づき、社会福祉協議会を始めとする団体への補助事業について見直しを行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
R4年度民生委員一斉改選に向けての諸事項検討 福祉バス28号の更新時期が近いこと、福祉バス自体のあり方を再検討する必要がある。	現在、民生委員定員130名で充足しており、令和4年度に改選を控えていることから、地区割、定員等、民生委員配置について検討する。 27号福祉バスを更新したが、今後の福祉バスのあり方について再検討する。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	191

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者自立支援									
事業目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法に基づく各種障害福祉サービスの給付等を行うことにより、障害を持つ人が自立して地域や社会の中で生活していくための支援をすることを目的とする。									
事業内容	<p>●全体計画 法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。</p> <p>●主な事業内容</p> <p>○障害者支援の庶務及び組織運営 障害者計画推進委員会及び自立支援協議会の運営、認定審査会委員報酬 障害福祉サービス等を提供する事業者へ応援金を交付</p> <p>○障害者総合支援法第77条に基づき地域の実情に応じて行う障害者支援事業(統合補助) ・日常生活用具給付・移動支援等の地域生活支援事業にかかる扶助費等 ・基幹相談支援センター運営委託（一部福祉基金繰入金）</p> <p>○障害者総合支援法及び児童福祉法に定められた障害者支援に対する給付(国1/2、県1/4) ・生活介護給付、就労継続支援A・B型給付、障害児給付、自立支援医療費、療養介護医療費等</p> <p>○軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となる軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成</p> <p>●主な決算の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>就労継続支援</td> <td>延利用人数 2,844人</td> <td>支出済額 367,567,700円</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>" 1,651人</td> <td>" 310,466,212円</td> </tr> <tr> <td>障害児通所給付</td> <td>" 4,641人</td> <td>" 389,632,338円</td> </tr> </table>	就労継続支援	延利用人数 2,844人	支出済額 367,567,700円	生活介護	" 1,651人	" 310,466,212円	障害児通所給付	" 4,641人	" 389,632,338円
就労継続支援	延利用人数 2,844人	支出済額 367,567,700円								
生活介護	" 1,651人	" 310,466,212円								
障害児通所給付	" 4,641人	" 389,632,338円								
事業の成果・効果	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業及び自立支援医療事業を必要とする障害者に実施した。障害者等への周知によりサービスの認知が深まったことや、事業者の確保により利用者及び利用量が毎年増加している。新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら障害福祉サービス等を提供する事業者に対し市から感染対策に係る経費の応援金を交付し、サービスが途切れることなく継続して提供することができた。									

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

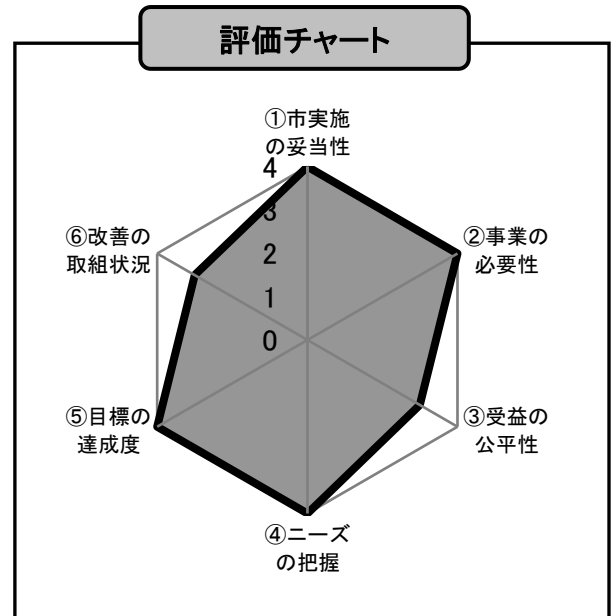
(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
障害者福祉事務	10,007	0	10,007	100%	4	3	3
障害者地域生活支援	61,912	32,181	29,731	48%	4	3	3
障害者自立支援給付	1,540,311	1,170,170	370,141	24%	4	3	3
障害者支援（県制度）	6,244	3,103	3,141	50%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,618,474	1,205,454	413,020	26%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		1,424,250	1,618,474	1,623,108
財源内訳	国県支出金	1,048,456	1,197,644	1,180,915
	地方債	0	0	0
	その他	7,052	7,810	0
	一般財源	368,742	413,020	442,193
一般財源の割合		26%	26%	27%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	障害者の日常生活を支えるサービスであり、継続しなければならない事業である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。 R4. 4.1現在 対象者延5,302人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	4	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がないが、市で実施する地域生活支援事業は、随時見直しを実施している。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がない。市で実施する軽度・中等度難聴児補聴器購入助成制度は、今年度より片耳難聴児を対象に加え制度を拡充した。また、聴覚障害者の支援充実としてタブレット端末を利用し遠隔手話通訳などを導入した。
令和4年度に見直しを実施している事項	随時、法改正の対応や、事業種類・内容・対象等を、他市町の状況比較も含め検討している。地域活動支援センター希楽里は令和5年度から8市3町で設置している共同委託をやめることとなったため、各市町の要綱に基づき実施する方法に変更することを利用者等に周知していく。避難行動要支援者の個別避難計画をマイタイムラインを含めた内容に見直しを順次行っている。
今後見直しを検討する事項	事業種類・内容・対象・利用者負担額等を、総合的に他事業・手当との調整、他市町の状況比較も含め検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
8市3町で設置している地域活動支援センター希楽里のあり方の検討	8市3町で設置している地域活動支援センター希楽里の令和5年度以降の事業実施について、関係市町及び事業受託者と協議を重ね方向性を決定していく

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	193

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者支援団体活動補助
事業目的	障害者団体の活動を支援し、自立の促進と活動の活性化に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>●全体計画 障害者団体の活動を支援するため、3団体に補助金を交付する。</p> <p>●主な事業内容 ○犬山市身体障害者福祉協会が行う社会参加の促進と自立更生援護の活動への補助 ○犬山市心身障害児(者)父母の会が行う各種相談事業、療育事業、文化活動等の実施への補助 ○精神障がい者家族会犬山しらゆり会が行う研修会、文化活動を通して行う啓発活動への補助</p> <p>●主な決算の内訳 犬山市身体障害者福祉協会 160,000円 犬山市心身障害児(者)父母の会 160,000円 精神障がい者家族会犬山しらゆり会 30,000円</p>
事業の成果・効果	障害者団体活動の活発化により、障害者の社会参加の機会や活動の場づくりに繋がった。

II : 個別事業内訳

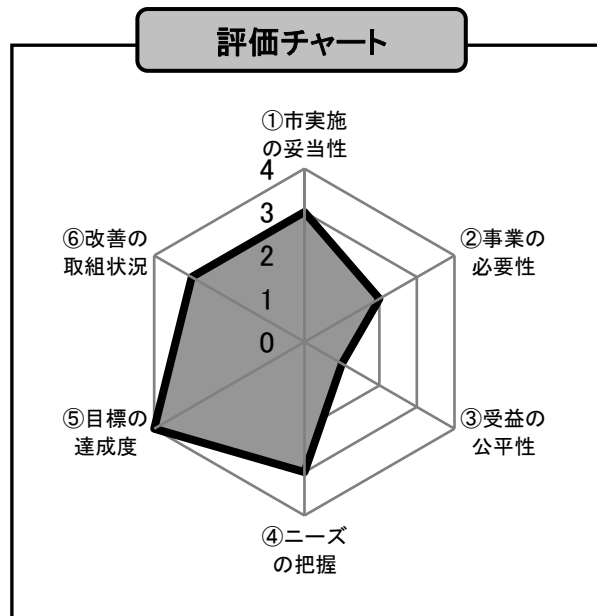
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
障害者支援団体活動補助	350	0	350	100%	4	3	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	350	0	350	100%	4	3	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		350	350	350
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	350	350	350
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	他にはない活動団体であり、供給できるのは市のみである。
②事業の必要性	2	特定の団体活動であり、一時的に停止することもやむを得ない。
③受益の公平性	1	障害種別毎の団体であり、他にない。
④ニーズの把握	3	随時、団体と意見交換をしている。
⑤目標の達成度	4	団体活動の支援ができた。
⑥改善の取組状況	3	会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため、各団体と次世代育成について共に検討している。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	団体の現状を聴き取りし助成額について検討したが、会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため現状維持とした。
令和4年度に見直しを実施している事項	各団体と次世代育成について共に検討し、新たな試みなどを実施し会員増に努めている。
今後見直しを検討する事項	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
社会的弱者である障害者の声を地域社会へ発信するため団体は必要であるが、会員の高齢化により団体存続が危ぶまれるため後継者育成が課題である。	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	195

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者給付
事業目的	障害者(児)ゆえの精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当等を支給することにより、障害者(児)の生活の安定を図ることを目的とする。
事業内容	<p>●全体計画 障害者総合支援法に定められた障害福祉サービス、地域生活支援事業以外の給付、サービスに対する支援を行う。</p> <p>●主な事業内容 ○特別障害者手当、障害児福祉手当等の給付 特別障害者手当等給付費(国3/4、県加算分は10/10) ○障害者手帳受給者に対して市単独の障害者扶助料を給付 重度2,600円/月 中度2,300円/月 軽度1,300円/月 ○障害者タクシー利用料の助成 重度の障害者に48枚/年のタクシー利用券を交付 ○理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成 重度の障害者に6枚/年の理美容利用券を交付 ○重度身体障害者の施設機械浴槽を利用する入浴助成事業(※R3年度より新規開始) 重度の身体障害者に4回/月を上限に入浴料金を助成</p> <p>●主な決算の内訳 特別障害者手当等 延人数 1,096人 支出済額 28,106,520円 市障害者扶助料 延人数 42,679人 支出済額 96,813,300円</p>
事業の成果・効果	特別障害者手当、障害児福祉手当、障害者扶助料などの給付及び障害者タクシー利用料の助成や理美容院からの出張訪問による理美容料金の助成により障害者(児)の生活の安定を図ることができた。

II : 個別事業内訳

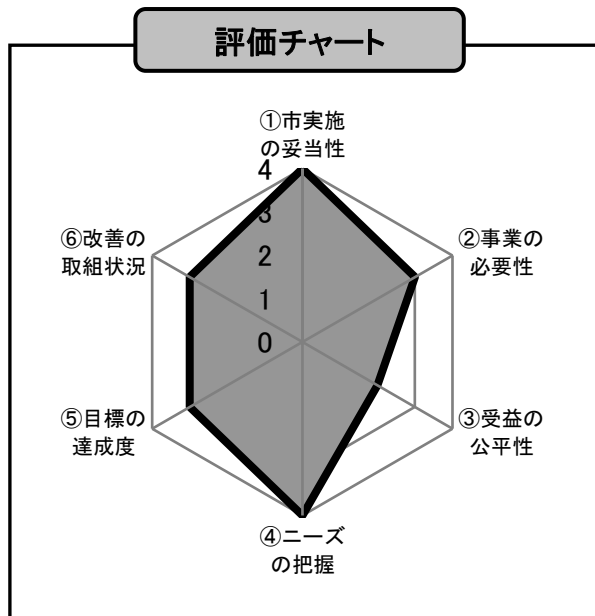
(単位:千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
福祉手当給付	28,434	22,188	6,246	22%	4	3	4
福祉手当等給付・助成(市制度)	101,054	23,828	77,226	76%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	129,488	46,016	83,472	64%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		125,580	129,488	145,083
財源内訳	国県支出金	21,661	22,188	25,065
	地方債	0	0	0
	その他	21,730	23,828	21,605
	一般財源	82,189	83,472	98,413
一般財源の割合		65%	64%	68%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当は、法の定めにより市が支給しなければならない。
②事業の必要性	3	国県制度は必須だが、市単独制度については障害者の日常生活に影響はあるが、非常時には縮小もやむを得ない。
③受益の公平性	2	全障害（身体・知的・精神）手帳所持者が対象となる事業である。 R4. 4. 1現在 対象者3,812人
④ニーズの把握	4	6年ごと（最新平成28年）に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	法の規定に基づき支給する手当は市に裁量の余地はないが、市で支給する障害者扶助料については現状分析をしている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律に基づく福祉手当は、法の規定に基づき市に裁量の余地がない。障害者タクシー利用助成事業の見直しを行い4年度より実施する。
令和4年度に見直しを実施している事項	障害者扶助料の支給対象者について、近年の動向や現状の分析をしている。令和4年度より、障害者タクシー利用助成事業の支給対象要件を見直し、自動車税減免制度を利用している人に月2枚（最大24枚）を交付している。また、身体障害者自動車改造費助成事業の対象要件を見直し、重度身体障害者の介護者が運転する車の改造費も助成する。
今後見直しを検討する事項	障害者扶助料の支給範囲、支給金額等

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
障害福祉サービスの充実による扶助費の増加に伴い不足する予算を、障害福祉費全体から検討すると障害者扶助料の見直しが必要である。	障害者扶助料の支給対象者について他市町の状況比較も含め、サービス事業と合わせ検討する。



令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	4	福社会館費	198

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	福社会館解体
事業目的	旧犬山市福社会館解体工事に伴うPCB廃棄物等処分等
事業内容	<p>●全体計画 昭和45年に竣工した福社会館については、老朽化及び景観阻害建築物となっていることから、令和2年3月31日で閉館し、令和2年度中に福社会館本体の解体工事により撤去されている。 そこで、解体工事に伴う工事車両の通行のため、撤去した犬山北小学校の塀の塀復旧工事及び福社会館から排出されたPCB廃棄物の処分を行う。</p> <p>●主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山北小学校塀復旧工事 6,587,900円</li> <li>・PCB安定器処分業務委託 14,322,000円</li> </ul>
事業の成果・効果	・福社会館に存在した低濃度PCB(変圧器)、高濃度PCB(安定器)の処分が完了した。

II : 個別事業内訳

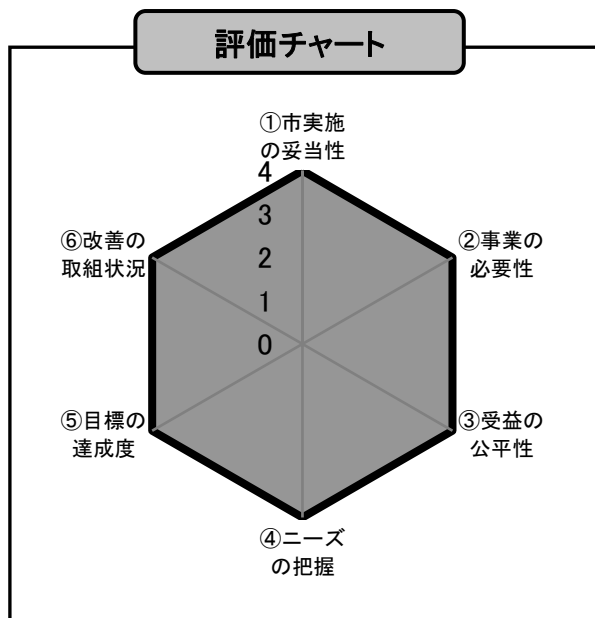
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
福社会館解体	22,011	0	22,011	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	22,011	0	22,011	100%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		184,062	22,011	-
財源内訳	国県支出金	36,353	0	-
	地方債	146,368	0	-
	その他	0	0	-
	一般財源	1,341	22,011	-
一般財源の割合		1%	100%	-



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	PCB特別措置法により令和4年3月31日までに処分することになっている。
②事業の必要性	4	PCBの処分は、環境、健康に対する影響を排除するものである。
③受益の公平性	4	PCBの処分は、全市民の環境、健康に対する影響を排除するものである。
④ニーズの把握	4	PCB処分のニーズの把握、必要性は、国が決定したものである。
⑤目標の達成度	4	全てのPCB廃棄物の処分が完了した。
⑥改善の取組状況	4	高額な維持費を投入しての福祉会館存続の意義は小さい。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	PCB処理の実施が見込めたことによる予算措置。
令和4年度に見直しを実施している事項	なし
今後見直しを検討する事項	なし

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
なし	なし

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	8	心身障害者福祉施設費	202

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者福祉施設管理
事業目的	障害者等の各種相談に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図るため、地域活動支援センター事業を行う。
事業内容	<p>●全体計画 障害児者の自立支援と重度の障害児者の日中の生活支援を行う。</p> <p>●主な事業内容 ○地域活動支援センター「ふれんど」の施設管理・運営委託 犬山市身体障害者福祉協会に委託し、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なデイサービス(創作活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション等)を提供する ○心身障害者更生施設「いぶき」の施設管理 R3年度から生活介護事業所として県の指定受け運営</p> <p>●主な決算の内訳 ・地域活動支援センター事業委託料 12,016,634円</p>
事業の成果・効果	<p>障害者等の各種相談に応じるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用や実施メニューを制限するなどの措置を講じながらも、組み紐や革細工等の活動により機能訓練や社会参加活動の提供を行った。</p> <p>また、心身障害者更生施設において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、重度の知的及び肢体障害が重複する障害児者の療育及び日常生活指導等の支援を実施した。</p> <p>心身障害者更生施設の運営は、令和3年度より市の独自事業での実施から愛知県の指定を受けた生活介護事業所へ変更したことにより、指定管理料の支出をなくしサービス提供実績に応じた介護給付費を支給することとした。</p>

II : 個別事業内訳

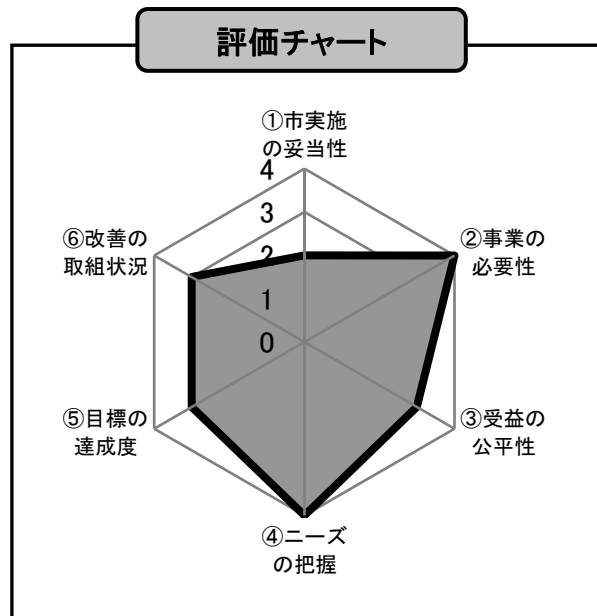
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
障害者福祉施設管理	13,353	1,985	11,368	85%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,353	1,985	11,368	85%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		25,984	13,353	14,647
財源内訳	国県支出金	2,279	1,852	2,322
	地方債	0	0	0
	その他	0	133	152
	一般財源	23,705	11,368	12,173
一般財源の割合		91%	85%	83%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	民間での実施の可能性はあるが、現状では採算性が低く実施する企業を見込めない。
②事業の必要性	4	重度障害者等の日中活動の場は必要である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。 R4.4.1現在 対象者5,302人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新平成28年)に全障害者手帳所持者及び一般市民1000人を対象にアンケートを実施。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	市単独事業であった心身障害者更生施設を、指定管理者と協議を進め令和3年度より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業所として愛知県の指定を受け実施した。地域活動支援センター「ふれんど」の事業に、新たに機織りを導入し機能訓練や社会参加活動の提供を行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	心身障害者更生施設の新たな指定管理協定に基づく円滑な業務実施や運営を管理していく。
今後見直しを検討する事項	地域活動支援センター「ふれんど」の事業内容や実施方法の見直し

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
地域活動支援センター「ふれんど」のあり方の検討	当施設の管理運営を受託している犬山市身体障害者福祉協会と共に引き続き検討し、事業の実施内容や施設の活用方法などを検討する。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	224

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活困窮者自立支援
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画 生活保護等業務及び生活困窮者自立支援事業を適正に実施するための事務等を行う。</li> <li>●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護等の適正実施のための総括的事務等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託医・中国残留邦人支援相談員への報償費 1,043,520円</li> <li>・ 調査等に係る通信運搬費(郵便代) 476,971円</li> <li>・ 医療扶助適正化のためのレセプト点検委託料 406,230円</li> <li>・ レセプト管理システムクラウドサービス利用料 528,000円</li> <li>・ 生活保護システム運用委託料 1,402,500円</li> <li>・ 前年度生活保護費国庫負担金返還金 49,955,269円</li> </ul> </li> <li>○生活困窮者自立支援法の必須事業の実施(相談支援、住居確保給付金) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援 正規職員 1名、会計年度任用職員 2名の相談支援員体制で直営実施 (会計年度任用職員分人件費 国庫補助 3/4)</li> <li>・ 住宅確保給付金給付(国庫負担 3/4) 32件 4,337,300円</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(国庫負担 10/10) 17件 3,320,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	<p>「第2のセーフティネット」としての生活困窮者自立支援事業を活用し、生活保護申請に至る前に自立及び他施策へのつなぎも含めた関係部局等との連携による対応ができています。</p> <p>不正受給の防止及び保護費の適正支出のため、定期的な資産調査や課税調査等を実施した。</p> <p>生活保護システムの改修により、生活保護扶助費を適正に支給することができた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い生活困窮に陥り、住居を失うおそれのある者に対しては、住居確保給付金を給付し、生活資金の融資が受けられない者に対しては、自立支援金を給付し、生活の安定を図ることができた。</p> <p>複雑化・複合化した相談に対応するため、福祉総合相談窓口の設置の準備を進めた。</p>

II : 個別事業内訳

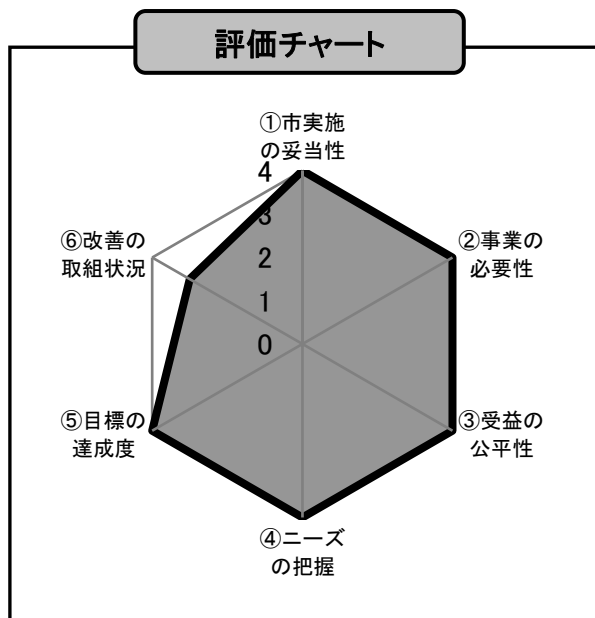
(単位: 千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
生活保護総務事務	55,690	11,887	43,803	79%	3	3	3
生活困窮者自立支援	7,658	7,139	519	7%	3	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	63,348	19,026	44,322	70%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		29,303	63,348	14,844
財源内訳	国県支出金	8,586	19,026	8,473
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	20,717	44,322	6,371
一般財源の割合		71%	70%	43%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。 生活困窮者自立支援法第3条により市が実施する責務を有するものである。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	4	国の基準により扶助を行うものであり、国が受益者のニーズの把握を行うものである。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき継続的に適正な業務を実施している。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	国における法改正及び基準等見直しに伴い生活保護システムの改修業務を行い、生活保護費の支給を適正に行った。 被保護者健康管理支援事業として医療扶助適正化のためにレセプト点検及び分析に加え、重複頻回受診の抑止、健康診断の受診勧奨を行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴い、生活保護システム等の改修を予定している。
今後見直しを検討する事項	デジタル庁が検討を進めている地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化に合わせ生活保護システムの更新を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
増え続ける生活困窮者の相談に対する体制整備ができていないため、対応に苦慮している。 生活保護受給者の高齢化が進み、自立更正困難な世帯が多くなっているため、ケースワークの方法について検討が必要。	生活困窮者自立支援事業の任意事業の中から、相談者のニーズや貧困の連鎖を食い止めることが期待できる事業を選定し、他部局等と連携しながら重層的な支援を実施していく必要がある。 生活保護については、医療扶助適正化及び抑制のための国の施策と連携した事業実施や既存事業拡充についての検討が必要となる。

令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	226

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。</li> <li>●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援給付を行う。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。</li> </ul> </li> <li>●主な事業内容 <p>被保護者等に対して法に基づく扶助費※の支給を行う。(国庫負担 3/4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 133,315,306円</li> <li>2. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて支給 66,614,271円</li> <li>3. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 1,530,370円</li> <li>4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 248,176,453円</li> <li>5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 17,838,396円</li> <li>6. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 792,394円</li> <li>7. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 1,548,765円</li> <li>8. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等と配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施 3,129,935円</li> <li>9. 保護施設事務費：身体又は精神に障害があるために日常生活困難な要保護者の生活扶助を行う施設の費用として支給 9,069,910円</li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	<p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※令和3年3月末時点での被保護者数 225世帯 291人 保護率 3.97% (国：16.4%、県：10.2%)  令和4年3月末時点での被保護者数 219世帯 271人 保護率 3.73% (国：16.2%、県：5.2%)</p> <p>コロナウィルス感染症により生活困窮者は増加しているものの、定額給付金等により新規開始ケースが前年度より7件減少。ただし、廃止ケースは前年度より6件減少。</p> <p>令和3年度実績 新規面接相談件数：61件、開始件数：16世帯 18人、廃止件数：26世帯 33人</p>

II : 個別事業内訳

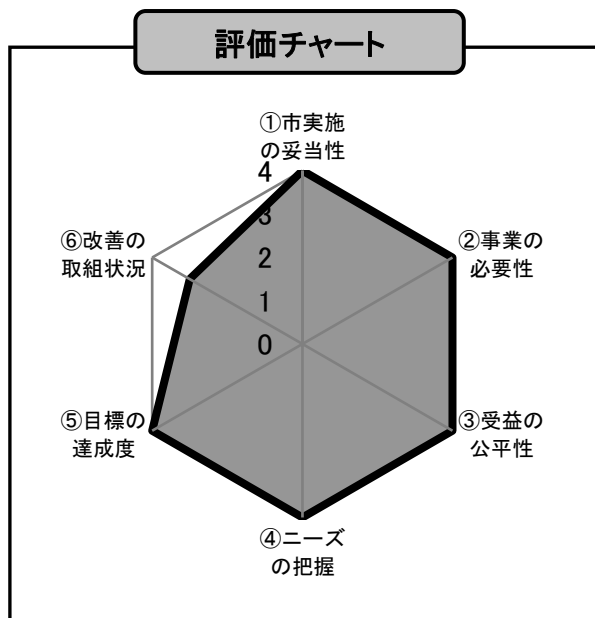
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
生活保護等扶助	482,482	427,462	55,020	11%	4	4	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	482,482	427,462	55,020	11%	4	4	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		535,309	482,482	549,520
財源内訳	国県支出金	453,424	427,462	427,407
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	81,885	55,020	122,113
一般財源の割合		15%	11%	22%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	4	国が経済実態をもとに定期的に見直しを行っている基準を準拠している。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき実施されるものであり、毎年度県の監査を受け、適正に事業実施されている。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	国における法改正及び基準等見直しに伴い生活保護システムの改修業務を行い、生活保護費の支給を適正に行った。 被保護者健康管理支援事業として医療扶助適正化のためにレセプト点検及び分析に加え、重複頻回受診の抑止、健康診断の受診勧奨を行った。
令和4年度に見直しを実施している事項	医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に伴い、生活保護システム等の改修を予定している。
今後見直しを検討する事項	地方公共団体の基幹業務システムの統一化・標準化に合わせ生活保護システムの更新を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
単身高齢者や精神障害者等自立更生が不可能な受給者が増加しており、各分野の専門的知識が必要になってきている。 また、複合的な要素が絡み複雑化しているケースが増えており、現業員の負担となっている。	ケースワーク以外の相談を行う、福祉総合相談窓口を設置する。また、生活保護制度のみならず、各種福祉制度の概略、対応の在り方などの継承と人材育成ができるような人的体制及び環境整備を検討する。 医療扶助適正化及び抑制のための国の施策と連携した事業実施や既存事業拡充についての検討を行う。



令和3年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	10	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	204

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
事業目的	住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしにおいて経済的に困窮している住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を支給する。</li> <li>●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非課税世帯 (450,500,000円) 4,505件 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 * 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く</li> <li>○ 家計急変世帯 (300,000円) 3件 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税世帯と同様の状態にあると認められる世帯</li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年12月10日時点で犬山市に住居登録がある、世帯全員が住民税均等割非課税の世帯（世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く）4,505件（令和4年3月31日時点で対象者の91%）に対して給付ができた。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税の世帯と同様の状態になった家計急変世帯3件に対して給付ができた。</li> </ul>

II : 個別事業内訳

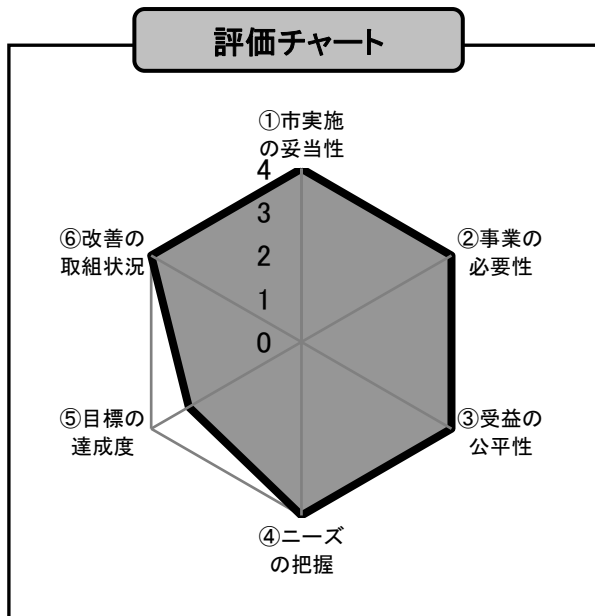
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		適時性確保 適応性向上	情報発信 ・共有化	業務の 効率化
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	464,906	464,906	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	464,906	464,906	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R2決算	R3決算	R4予算
		-	464,906	389,716
財源内訳	国県支出金	-	464,906	389,716
	地方債	-	0	0
	その他	-	0	0
	一般財源	-	0	0
一般財源の割合		-	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国が、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、緊急的に生活に困窮している住民税非課税世帯等に対して経済支援するものである。
②事業の必要性	4	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済的に生活困窮している住民税非課税世帯等に対しては必要なものである。
③受益の公平性	4	本当に生活に困窮している者に対して適切に支援できている。
④ニーズの把握	4	国がニーズや必要性を把握し、本給付は国が決定したものである。
⑤目標の達成度	3	R4. 3. 31時点で全体の91%まで給付が完了している。
⑥改善の取組状況	4	給付対象で未申請の世帯に対しては、今後、給付率100%に近づけるよう勧奨案内を送付する。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和3年度に見直しを実施した事項	なし
令和4年度に見直しを実施している事項	令和4年12月まで事業が継続するため、未申請者に対し勧奨案内を送付する。
今後見直しを検討する事項	令和4年4月26日の関係会議において、令和4年度から新たに住民税が非課税となった世帯等が受給対象者に加えられたため、適正に事務を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和3年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
令和3年度と令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が混在しているので、複雑な確認作業が発生する。	情報システムソフトだけに頼らず、聞き取り等、丁寧な確認作業を行う。